

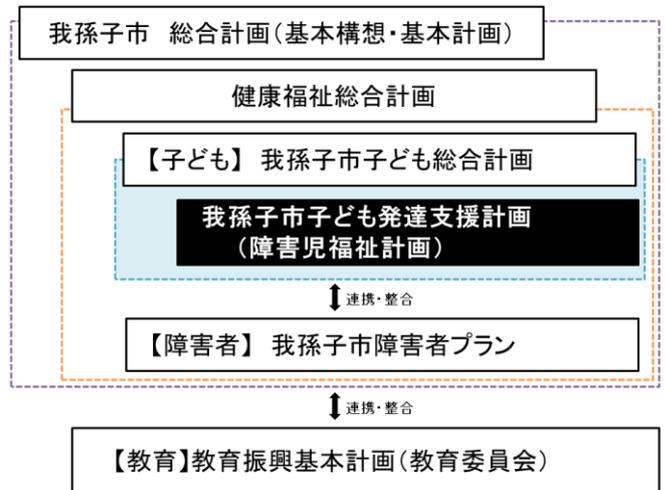
第3期我孫子市子ども発達支援計画 (第3期障害児福祉計画)

－ ライフステージに応じた切れ目ない支援をめざして－

◆ 計画の趣旨と位置づけ ◆

我孫子市では、平成27年から発達に支援が必要な子どもに対し、我孫子市子ども発達支援計画を策定し、ライフステージに応じた発達支援体制の構築を図ってきました。その後、児童福祉法により障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、平成30年3月に第1期障害児福祉計画の内容を併せ持った「<改訂版>我孫子市子ども発達支援計画（第1期障害児福祉計画）」を策定しました。

現在、子どもを取り巻く社会情勢が著しく変化する中で、子育てをめぐるさまざまな課題が顕在化し、社会適応が困難な子どもが増えています。第2期計画（令和3～5年度）で取り組んできた施策の評価や検証を行い、子ども施策、障害児福祉施策、教育施策を効果的に連携させることによって、発達支援の充実を目指していくとともに福祉サービスの見込み量や提供体制の確保策を定めるため、本計画を策定します。



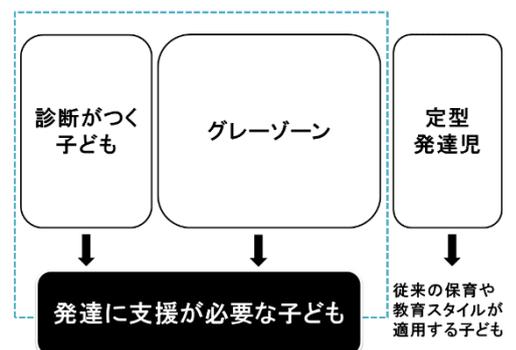
◆ 計画の期間 ◆

本計画の期間は、国が定める基本指針により、第3期障害児福祉計画に合わせて、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
子ども発達支援計画(障害児福祉計画)	改訂版	第2期			第3期		
障害者プラン(障害者計画・障害福祉計画)	第2期	第3期		第4期			
教育振興基本計画	第1期				第2期		

◆ 計画の対象 ◆

本計画の対象を0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある発達に支援が必要な子どもとその保護者とします。我孫子市では、医学的診断のついている子どもに加え、集団での活動やコミュニケーションの苦手さから人と関わることに難しさのある子どもなど、いわゆる「グレーゾーン」も含めた子どもに対しても発達面や情緒面への多様な支援が必要と考えています。また、保護者を含む子どもの養育環境への介入も重要と考えます。



基本理念		基本目標	
子どもがのびやかに自分の力を発揮できるまち	基本目標1	早期発見の促進	医療機関や保健センターでの乳幼児の相談や健康診査、教育委員会での就学時健康診断、その他関係機関において早期発見につながるための連携強化を図ります。 また、早期の発達支援につなげるために、保護者の不安に寄り添えるような関係機関での連携を図ります。
		気づく・知る	
	基本目標2	発達支援の拡充	児童福祉法に基づく児童通所支援事業において、障害の有無に関わらず、年齢別のニーズに応じた質の高い専門的な発達支援を実施していきます。そのために、民間の児童通所支援事業所とともに児童発達支援センターであるこども発達センターを中心とした発達支援体制の充実を図ります。
		支える	
	基本目標3	家族支援の充実	発達に支援が必要な子どもを育てる家庭において、発達支援を継続的かつ効果的に行えるようにするには、保護者の「気づき」が重要です。 そのためには、保護者に寄り添った支援を行い、保護者が子どもの発達特性や障害への理解を深められることが必要です。そこで、保護者が主体的にかかわることができるような相談支援体制の充実を図り、子ども虐待を含む不適切な養育を防止します。
		支える	
	基本目標4	地域支援の構築	発達に支援が必要な子どもが、児童通所支援事業所に加え、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、学童保育室、あびっこクラブ等の地域の居場所において、健やかに育つために、子どもの状況にあわせた配慮や環境整備が行えるように地域支援体制を確立します。 また、発達に支援が必要な子どもとその家族が差別や偏見、不利益を受けないよう合理的配慮の理解を促し、差別の解消を推進していきます。
		支える	
	基本目標5	教育支援の拡充	子どもたち一人ひとりの心と体の発達に応じた教育を推進するため、特別支援教育を推進し、支援体制の充実を図ります。一人ひとりに適した環境で教育を受けることができれば、子どもはのびのびと学習に取り組むことができ、ひいては保護者の負担を軽減することに繋がります。 また、教育支援委員会や学校等との連携を図り、卒業後を見据えた就労移行事業所等との連携を図ります。
		支える	

施策及び事業	所 管
発達支援に関する専門職員の派遣 ケースワーカーによる相談・調整 あそびの教室による早期支援	こども発達センター
子ども総合相談の推進	子ども相談課
専門職員による相談・訓練 児童発達支援事業所「ひまわり園」による発達支援 保育所等訪問支援事業所「おひさま」による発達支援	こども発達センター
児童通所支援事業	子ども相談課
ケースワーカーによる相談・調整【再掲】 専門職員による相談・訓練【再掲】 相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員による児童支援利用計画の作成 就学に関する相談・支援業務	こども発達センター
教育相談・発達相談事業	教育相談センター
子ども総合相談の推進【再掲】 子ども虐待防止・援助活動の推進	子ども相談課
専門職員による訪問・相談 ライフダイアリー普及事業	こども発達センター
教育支援委員会の運営 学級支援員派遣事業 教育相談センター巡回事業 特別支援教育推進事業 教育相談センターアドバイザー事業 就学相談事業 長欠対策事業 教育相談・発達相談事業【再掲】 児童生徒からの悩み相談ホットライン	教育相談センター

◆ アンケートの実施状況 ◆

調査対象者	発送日	締切日	発送数	返信数	回答率
児童発達支援給付決定者	R5.7.14	R5.8.4	496	235	47.4%
こども発達センター面接利用者	R5.7.1	R5.7.31	537	248	46.2%
児童発達支援事業所	R5.7.14	R5.8.4	22	15	68.2%
相談支援事業所	R5.7.14	R5.8.4	8	6	75.0%

◆ サービスなどの見込み量 ◆

基本目標1 早期発見の促進

【方向性】

- 子どもに関わる専門職員のスキルを向上させることで、発達に支援が必要な子どもを早期発見し、早期に発達支援へ繋げるための支援体制の充実を図ります。
- こども発達センターのケースワーカーを中心とした関係機関との連携や情報共有を強化します。
- 乳幼児期における親子の愛着関係を大切にされた相談支援体制の充実を図ります。

(1) 発達支援に関する専門職員の派遣

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
保健センターでの相談業務	延べ人数	322人	315人	310人

(2) ケースワーカーによる相談・調整

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
こども発達センター利用者	実人数	698人	682人	672人
受理面接	実人数	215人	210人	207人
医療相談	延べ人数	36人	36人	36人

(3) あそびの教室による早期支援

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
親子教室（たんぽぽ教室）	延べ人数	25人	25人	25人

(4) 子ども総合相談の推進

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
子どもに関する相談のうち、終結件数の割合		80%	80%	80%

基本目標2 発達支援の拡充

【方向性】

- こども発達センターを利用する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、質の高い専門的な発達支援を提供します。
- 子どもの所属機関や児童通所支援事業所による効果的なサービスの提供が行えるように相談支援事業所を中心とした支援体制を充実させていきます。
- 重症心身障害児や医療的ケアが必要な子どもが、身近な地域で必要かつ適切な支援を受けられるように、医療的ケア児等支援の協議の場を「療育・教育システム連絡会」の医ケア児支援部会として設置することにより、各関連分野が共通の理解に基づき協働し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行うなど、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。また、医療的ケア児等支援コーディネーターの配置により、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、その子どもにとってより適切な支援の提供につなげていきます。
- 強度行動障害を有する子どもに対しても、適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(1) 専門職員による相談・訓練

			見込み値		
			R6年度	R7年度	R8年度
発達評価	延べ人数	596人	596人	596人	
心理・発達相談（就学児の相談含む）	延べ人数	920人	920人	920人	
個別療育	理学療法	実人数	50人	50人	50人
	作業療法	実人数	170人	170人	170人
	言語聴覚療法	実人数	200人	200人	200人
	家庭療育指導	実人数	200人	200人	200人
集団療育	乳児集団療育	実人数	15人	15人	15人
	幼児集団療育	実人数	50人	50人	50人
補装具・日常生活用具相談	延べ人数	10人	10人	10人	
保護者学習会	参加人数	30人	30人	30人	
療育セミナー	参加人数	170人	170人	170人	
ペアレントプログラム	実人数	5人	5人	5人	

(2) 児童発達支援事業所「ひまわり園」による発達支援

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
契約者数	45人	45人	45人

(3) 保育所等訪問支援事業所「おひさま」による発達支援

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
契約者数	2人	2人	2人

(4) 児童通所支援事業

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	実人数 /月	248人	272人	300人
	延べ利用日数/月	1,600日	1,760日	1,936日
放課後等デイサービス	実人数/月	337人	411人	501人
	延べ利用日数/月	3,906日	4,765日	5,814日
保育所等訪問支援	実人数/月	2人	3人	3人
	延べ利用日数/月	4日	5日	6日
居宅訪問型児童発達支援	実人数/月	1人	2人	2人
	延べ利用日数/月	4日	8日	8日
相談支援事業	実人数/月	108人	137人	174人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数	5人	6人	7人
医療的ケア児支援のための協議の場の開催回数	実施回数/年	2回	2回	2回



ーヤングケアラー支援についてー

家族のケアを引き受けることで本来やりたいこと、やるべきことを行うのが難しくなっている子ども達があります。ただ、ヤングケアラーであること自体はいけないことはありません。そういう状況にある子どもの話をよく聞き、周りの大人たちが子どもの希望を叶えるために何ができるのかを一緒に考えることが大切です。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです。

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：子ども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/aaa/>)

基本目標3 家族支援の充実

【方向性】

- ・発達に支援が必要な子どもを育てる家庭において、支援を継続的かつ効果的に行えるようにするためには、保護者の「気づき」が重要です。障害や発達特性の理解促進のために専門職員による親子の愛着関係を大切にされた教育・心理・発達相談を行います。
- ・ライフステージを通じた親支援を可能とするために、保護者等が子どもの発達特性を理解し、必要な知識や対応方法を身につけるため、保護者向けの支援プログラムであるペアレントプログラム、ピアサポート活動等を通じて、支援体制の充実を図ります。

(1) 相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員による児童支援利用計画の作成

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
契約者数	270人	275人	280人
児童支援利用計画延べ作成数	285件	290件	300件

(2) 就園、就学に関する相談・支援業務

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
就学引き継ぎ資料作成人数	136人	120人	110人
学童相談（小1フォロー）	70人	70人	70人
就園説明会 参加人数	15人	15人	15人

(3) 教育相談・発達相談事業

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
来談件数	350件	350件	350件
発達障害及び何らかの発達の偏りが背景にあると思われる相談の割合	65%	65%	65%
相談回数※	2,600回	2,600回	2,600回

※相談回数は、来所相談、電話相談、他機関調整を含む。

(4) 子ども虐待防止・援助活動の推進

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
緊急性の高い児童通告について、48時間以内に調査を行った割合	100%	100%	100%

基本目標4 地域支援の構築

【方向性】

- ・幼稚園、保育園、認定子ども園、学校、学童保育室、あびっこクラブ等において、発達に支援が必要な子どもが健やかに成長し、のびのびと地域で生活できる体制を構築するために、児童発達支援センターであるこども発達センターを中心として地域のインクルージョンを推進し、関係機関での情報共有と連携を強化します。
- ・地域の児童通所支援事業所に対するスーパーバイズ、コンサルテーションの支援体制を構築します。こども発達センターの職員（保育士含む）が民間の障害児通所支援事業所を訪問し、支援内容の確認や助言等を行う施設巡回を実施し、サービスの質の向上や不正、虐待の防止に努めます。
- ・児童通所支援事業所が、重度な障害や発達特性のある子どもへの対応の質を高められるよう、こども発達センターの専門職員が研修の場を提供します。
- ・それぞれの場において合理的配慮が提供されるよう、保育者や関係者に発達特性の理解を促し、関わり方や環境調整に関する指導・助言を行います。
- ・災害時の迅速な対応のため、地域の関係機関と日常的な連携を促進します。

(1) 専門職員による訪問・相談

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
巡回相談（就学前）	延べ人数	160人	160人	160人
施設訪問相談	実施回数	20回	20回	20回

(2) ライフダイアリー普及事業

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
ライフダイアリーの配布数	685冊	220冊	215冊



－ 合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}の提供ってなかに －

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指し、令和3年に障害者差別解消法が改正されました。（改正法は令和6年4月1日施行）

障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取り扱い」を禁止しています。また、障害のある人が「合理的配慮の提供」を求めるための申出をすることができます。

例えば、障害のある人が飲食店で、「車いすのまま着席したいのですが、よろしいですか」と、申し出ます。飲食店の事業者は、その実施に伴う負担が過重でなければ、いすを片づけたり、車いすが入ることのできるスペースを作ったりするなど、合理的な配慮を講じます。

基本目標5 教育支援の拡充

【方向性】

- 小中学校に通う発達に支援が必要な児童生徒に適切な教育支援が実施されるよう、教育相談センターにおいて教育相談・支援体制の充実を図ります。家族への支援を充実させ、相談支援事業所などの地域資源との連携強化を図ります。

(1) 教育支援委員会の運営

小中学校に通う発達に支援が必要な児童生徒の就学について、教育支援委員会を設置し、年4回の会議で、対象の児童生徒の就学先を審議します。

(2) 学級支援員派遣事業

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
支援員一人に対する 特別支援学級在籍児童生徒の数	小学校	5.1人	5.1人	5.1人
	中学校	6.7人	6.7人	6.7人

(3) 教育相談センター巡回事業

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
必要な児童生徒に対する教育支援計画作成数	920人	930人	940人
必要な児童生徒に対する教育支援計画作成率	100%	100%	100%

(4) 特別支援教育推進事業

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
校内研修会	19回	19回	19回
学級支援員研修会	2回	2回	2回
コーディネーター研修会	2回	2回	2回
聞こえの相談会(※)	1回	1回	1回

※R2年度に廃止した「聞こえの研修会」の代わりに、R6年度から「聞こえの相談会」を年1回実施します。

(5) 教育相談センターアドバイザー事業

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
小学校	延べ人数	230人	230人	230人
	派遣回数	200回	200回	200回
中学校	延べ人数	60人	60人	60人
	派遣回数	70回	70回	70回

(6) 就学相談事業

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
体験者数（実数）	170人	170人	170人
体験回数（延べ人数）	120回（180人）	120回（195人）	120回（205人）
教育支援委員会審議件数（小学校入学予定者）	120件	130件	135件
教育支援委員会審議件数（中学校入学予定者）	60件	65件	70件
その他の相談回数	250回	250回	250回

※その他の相談回数には来所相談・電話相談・他機関連携・検査等を含む。

(7) 長欠対策事業

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
心の教室相談員の延べ相談人数	10,000人	10,000人	10,000人
教育支援センター利用児童生徒数	115人	130人	145人

(8) 児童生徒からの悩み相談ホットライン

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
相談人数	20人	20人	20人



— マルトリートメントとは —

言葉による脅し、威嚇、罵倒、無視、放っておく、子どもの前で繰り広げられる激しい夫婦喧嘩など、大人から子どもへの発達を阻害する行為全般を含めた不適切な養育を意味します。

子どもの脳は傷つきやすく、上記のような極度のストレスを感じると、その苦しみになんとか適応しようとして自ら変形します。その結果、落ち着きがない、集団行動ができない、乱暴、不自然な愛着行動を見せる等、発達障害的な行動が現れ、適切な支援を受けられないまま成長すると、うつ病、摂食障害、統合失調症などの精神疾患症状や反社会的行為が出現し、生涯にわたって影響を及ぼします。

発達障害的な行動に対する支援者の対応方法は発達障害と同じです。発達障害について正しい知識を身に付け、子どもの問題を理解し、対処方法の知識と技法の習得、対処行動への適切な評価ができるようにスキルアップすることが大切です。

◆ 計画の推進に向けて ◆

本計画の推進にあたっては、福祉分野、教育分野、地域資源などさまざまな分野との連携が重要であることから、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、児童通所支援等の事業所、相談支援事業所、庁内関係部署等と連携しながら取り込むことが必要です。

そこで本計画は、関係機関の連携を図ることを目的として設置した「療育・教育システム連絡会」を中心に策定しました。

「療育・教育システム連絡会」は、市と教育委員会の関係部署の他、私立保育園長代表、私立幼稚園長代表、小中学校校長会代表、我孫子特別支援学校長、湖北特別支援学校長を委員として組織するとともに、具体的な施策を検討する6つの作業部会を設置していることから、それぞれの立場からの意見を伺いながら、今後の計画進行の検証と評価を行い、次期の計画策定につなげていきます。

